

平成22年第6回太子町議会定例会（第429回町議会）会議録（第4日）

平成22年12月8日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 8 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 9 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 10 決議案第2号 花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議

本日の会議に付した事件

- 1 議案第56号 平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第57号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第58号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第59号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第60号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第61号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第62号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 8 議案第63号 太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 9 議案第64号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 10 決議案第2号 花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	橋 本 恭 子	9 番	花 畑 奈知子
10 番	北 川 嘉 明	11 番	熊 谷 直 行
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亜
14 番	桜 井 公 晴	15 番	中 井 政 喜
16 番	佐 野 芳 彦		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	森 本 麻 友	書 記	西 田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	村 瀬 学

生活福祉部長 丸 尾 満
教育次長 西 村 隆 志

経済建設部長 山 本 武 志
財政課長 香 田 大 然

(開議 午前9時59分)

○議長(佐野芳彦) 平成22年第6回太子町議会定例会におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第56号 平成22年度  
兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)**

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第56号平成22年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 24ページの一般会計から水道会計の繰出金のことについてお聞きします。

これは、水道の会計の健全化の計画のうち、高利の分を早期に償還することによってこの金額が発生したということですが、この金額の基礎となるこの183万1,000円、この金額の算出の説明をお願いします。

それにあわせて、昨年度は下水道会計においても高利のから低利へ借りがえをしたわけですが、この特別会計へにもこのような繰入金があったのかどうか、それを説明をお願いします。

それと、32ページ、需用費の水道、光熱費の追加なんですけれども、これ上下水道、電

気料金、分かれておるんですけれども、項目別に金額の説明をお願いします。それとあわせて、学校別の金額がわかれば説明をお願いします。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 基礎年金に係るお尋ねでございますが、算出の基礎ということでございまして、原浄水費におきましては46万4,000円、給水費について44万4,000円、総係費53万7,000円、施設整備改良費38万6,000円、合計の183万1,000円でございます。

なお、昨年度の件に関しましては、通常特別会計につきましては、企業会計そのものについては本来繰り出しという形はないものでございますけれども、通常不足分について繰り出しをいただいておりますので、そちらのほうで対応をしたということでございます。

○議長(佐野芳彦) 教育次長。

○教育次長(西村隆志) 32ページの中学校費の学校管理と、その中での光熱水費、需用費関係の内容でございます。

これにつきましては、上下水道と電気代で230万3,000円の追加でございます。

内容につきましては、上水道につきましては75万9,000円。これは中学校、西中が42万6,000円、東中が33万3,000円。

それと、下水道につきましては、134万6,000円の追加でございます。これにつきましても、西中におきましては80万8,000円、東中につきましても53万8,000円。

それと、電気代でございます。これにつきましては、19万8,000円の追加でございます。西中学校におきまして10万8,000円、東中につきましては9万円の追加でございます。

上下水道の関係が相当の追加になっております。これにつきましては、プール等に伴います、の周辺の埋設配管が漏水した状態が発

見されました。それに伴いまして、修理またそれまでに使った分の通常ではない部分が相当出ております。その関係で、今回光熱水費の部分の追加を補正させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 3点ほどお尋ねします。

10ページ、歳入で国庫補助金が1,045万円追加になっております。沖代線絡みということで、もう少し詳細をお聞きしたいのと、それから28ページ、一番下の沖代線絡みの追加、老原自治会からの要望による信号機の設置の要望があったということも含まれておるということですが、これももう少し詳細をお願いいたします。

次のページ、総合公園の造成の追加が8,000平米から早速3,000平米追加の1万1,000平米になったということですが、どのような理由で急に3,000平米必要になったのか、3点お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず最初に、沖代線歩道の歳入でございますが、これにつきましては、現在平成20年から順次事業を進めておるわけでございますが、非常に交通量も多くて、当初計画では24年までということで実施をいたしておりましたが、交通量が非常に多くて、沿道住民等にその都度片側通行等、生活道路としても非常に支障があるということで、今回県のほうに何とか早期に事業を終わりたいというような要望もさせていただきまして、追加でこのたび補助金をいただけたということになりまして、これについて現在はちょうど蓮常寺の西の入り口のところまできているわけですが、それをもう最後まで、森重を越えるところまでやっつけようというようなことで要望をいたしましたところ、県のほうもその旨了承をいただきまして、追加をいただいたものでございます。

これにつきましては、10分の5.5の補助率でございます。当初120メートルほどの予定でございましたが、全長248メートルを実施し、早期の完了を目指したいということでございます。

以上でございます。

それから、信号機の工事請負でございますが、これは事故等もございまして特に地元からも強い要望をいただきました。それを受けまして、公安委員会のほうに信号機設置要望をしておったわけでございますが、公安委員会のほうも現状確認の上で危険な状態ということを確認をいただきまして、今年度信号機を設置しようという回答をいただきました。

そのために、ちょうど信号機設置場所の問題で、歩道の一部、ちょうど老原から出てくる道路でございますが、そのところまで沖代線の歩道整備が一部残っている部分がございます。これは、以前に整備をしておりましたが、地権者等との調整の中で一部残った分がございまして、今回信号設置についてそのあたりの整備が必要であるというような、公安委員会からの指摘もございまして、近隣地権者等と合意を了解をいただきまして、そちらのほうの整備をし、信号機を設置するといったものでございます。

内容といたしましては、沖代線の西側のちょうどオサナナジ美のお店があるんですけども、あの前が一部歩道が途切れております。そのあたりの補修をするという計画でございます。

それから、総合公園の造成の関係でございますけれども、これについては現在町民グラウンドとして利用をいたしております表土、これを区域内で流用しようということで、表土をめぐりまして南側の造成をするということで、現在工事をいたしているところでございます。

工事をしていく中で、当初8,000平米といえますのは、1万1,000平米というのは町民グラウンド全体の面積でございまして、それの中で土は取るんですけども埋め戻しが

3,000平米ほど現予算ではできないような状況がございまして、どうしても次期の整備まで、表土はめくるんですが町民グラウンドとして当分の間使用していかなければならないということで、一部埋め戻しをする面積8,000としておりましたが、やはり全体を埋め戻さないと利用する上で非常に支障があるということで今回3,000平米の追加と、それから当初5センチ埋め戻そうとしておりましたが、どうしても石等が出てくるというような状況で、全体に3センチ増やしまして8センチで埋め戻して利用すると、そういった状況の中で、今回補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

清原良典議員。

○清原良典議員 大体わかりました。

信号機の設置のことで、もう少しお聞きしますけれども、今焼き鳥屋さんの名称が出ましたからあの場所やと思うんですけども、公安委員会のほうも調査済みで、ゴーが出たということですけども、割かし下の信号近いですわね。そうすることによって、またあそこはすごい渋滞になるんじゃないかと思うんですけど、その辺そういうこともそら踏まえてだと思わうんですけども、逆にそういう心配するんですけども、ご意見を伺います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 南側の信号との近接ということもございましたが、一応信号機の形態といたしましては押しボタン式ということで、歩行者専用ということにしております。

したがいまして、信号機の位置といたしましては、老原から出てくる道の交差点より少し南側に歩行者専用と。自動車の信号機としては使わないという、そういう形態の信号機でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 信号機のことではちょっとお伺いしますけれども、交通安全のため信号機設置ということについては別に反対するわけではないんですけども、ただここ1年間にどのような事故がどういふふうに発生したのかということをお聞かせ願いたい。

といいますのは、鶴飼の通学路の田んぼ道なんですけれども、見通しのいいところなんですけれども、これ1年間に4回重大な事故をやってますわね。車同士の衝突ということで、それから、それは3件ですね。あと一件は車と人ということで、幸いにして死亡者は出なかったんですけども、車両方とも田んぼの中へ突っ込んでますわね。大破して、救急車で運ばれたというのご存じやと思うんですけども、あの辺が、不注意やないかということでおさめてるらしいんですけども、交通事故というたら大体不注意ですわな。不注意やからほっといたらええというのと、片やどれぐらい重大な事故が起きたんか知らんけれども信号機をつけると。

その信号機が、なぜ私がこだわるかというと、斑鳩交差点が信号機が古くからありまして、今度あすかホールをつくるときに横断歩道橋をつけるといったときに、横断歩道橋じゃなしに信号機で対応したらどうですかと。

というのは、横断歩道橋というのは、あれ全部歩いたら大方200メートル近くあるんですね。百七、八メートルやったかな、たしかそういうことをやったと思うんですよ。だから、信号機やったらせいぜい15メートルぐらいな距離で済むんと違うかと。そうすると、体に障害を持っておられる方とかお年寄りとか子供さんにはそれで対応できるん違うかという話をしましたね。

ところが、あれ歩道橋2億数千万円かかったと思うんですけども、かけて歩道橋をつけたと。そのときの理由に、信号機の間が狭いと。斑鳩の交差点があつて、すぐまた信号をつけて、今度もう東側のあの角っこにつけると、そういう信号はつけられんということをお安委員会が言うて、あかんと言うたから

つけられんと言うたんですけども、今の信号機つけるのと、今度の信号機と僕は余り違わんと思うんですけども。

その辺は何か法律が変わったとか、条例が変わったとか、何かそういうことによって県の方針が違ったとおっしゃるんなら、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 信号機の設置箇所のお話でございますけども、このたび老原につきましては人身事故等が発生している、件数にしては3件、4件程度だったかなと、具体にはちょっと確認しておりませんがその程度で、重大な子供さんの事故があったということで、従来からもそういう要望がございましたが、なかなか県の公安委員会のほうも今日までかかってしまったということでございます。

それから、近接ということで、当然それは交通の状況等によって公安委員会のほうで判断をしていただくということでございますので、私どものほうはそういう地元地域から危険であるというようなことがあれば公安委員会のほうに要望していくということでございます。

それから、あわせて歩道橋でございますけども、当時平成5年ぐらいでしたですかね、あすかホール、文化会館完成時、一帯を文化村として位置づけ、その中で行き来ができるという状況がございまして、そういった意味で要望がされ、国土交通省のほうで設置をしていただいたという経緯ではなかったかと思えます。

それ以降に新たに龍野線が整備をされまして、現在信号機が設置されているということで、あの龍野線については当然現179のバイパス的位置づけでございまして、さらに北進をしていくということもございますので、当然信号機については公安委員会のほうでも必要であるという判断のもとに設置をされたものというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

答えて、引き続いて。

○経済建設部長（山本武志） 条例等については変わったというようには聞いておりませんが、要は現状を確認、状態を確認した上での判断ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私は、その老原の信号で3件、4件人身事故があったと。人身事故いうたってすりむいたのか、それとも救急車で運ばれたような事故なんか、それどっちでも人身事故ですからね。どういうことかというふうになったのかというのは把握しとらんのですか。ただ、地元から要望があったからというように、そんなことやないと思うわけです。多分把握しとると思うんですよ。だから鵜飼のことも言っとるんですよ。鵜飼のことも把握しとんでしょ。

だから、はいじゃあ片一方対策して、片っぽは要望がないからほっとんやと、そうやないでしょう。やっぱりそういう重大な事故が立て続けに起きると、異常ですよ。現場に立ったら、何でこんなところで事故が起きるんやと、そんなもん不注意やないかいと、注意しとったら起きるかというんなら、交通事故はほとんどそうですよ。気いつけとったら起きへんのですよ。

けど、やっぱり起きるということは、何らかのそこに要因があるということ、それを研究して対策というのがあんた方の仕事と違うんですか。私はそう思うんですけどね。警察とも連絡して、こういうことがなぜ起きるんやと。いや、太子町は犯罪発生が多いというて、何かあんたえらい不名誉なことを言われたんでしょう。

だから、信号機についても、いや今回つけるのはいいんですよ。ただ、あすかホールの前につけるときに、あなた方は信号の間隔が狭いからつけられへんと言いつつたんです。私は、そのときに姫路のこのここの信号はもっと狭いよと、それでもついとるよと。今

でもそうですわ、あその間隔より狭い間隔で信号機ついとどこいっぱいあるんです。それでも、それはあかんのやと、狭いからだめという言い切ってたやん。それを今になってから。

だから、規定を決めてやるんなら、そのとおりやんなさいって言うんだよ。そのときそのときに御都合主義でやるんなら、御都合主義でやってますと言うたらええんや。それなら、そらそうですわ。そのときそのとき、現場にあわせてこっちが判断してやりよんですと、そう言やええけどそうやないやん。決まっとると、そんなもん経緯言うていったってつけてくれへんのやと、そう言うてきたんやないかいな。僕が言うたんと違う、あんた方が説明、今から15年ほど前の話や。ほいで、15年たったらそれが風化するんかというたら、ほんなことないでしょうがな。だから、条例が、法律が変わったんなら変わったんで、こういうふうに変わりましたと、だから今度はこうしたんやという、やっぱりそれは当然の説明でしょうがな。15年前であろうと20年前であろうと、ちゃんとあなた方が説明したことはそれは生きとんですよ、今でも。私は死ぬまでは覚えてまっせ、それは。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 先ほどから申し上げておりますように、現状把握といいましか、交通量等、これは一番の重要なポイントではないかというように思います。

そういったことが判断のもとに設置する、しないということの決定をしていると。公安委員会のほうでは、そういったものを考慮して、可否について決定するというような状況でございます。

決して言い方、御都合主義というか、そういうことではなくて、やはりその現状を十分把握した上でという、特に交通量等についての判断ということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 大変細かいところで質問すんの恐縮なんですけど、15ページの財産管理費のところ、この自動車損害保険料の減、これ79万円。これ大変79万円というたら、結構減ることに関してはええことやと思うんですけど、これのなぜこんな金額が減るのかという詳細説明。

もう一つ、22ページの保健福祉会館管理費の75万1,000円の追加、これの詳細説明と、32ページの中学校費の244万円の詳細説明、これ3点お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） ちょっと聞こえてないんで、はっきり、ちょっと早くて聞こえてない、声が小さくて聞こえてないんで、もっとゆっくりはっきり言ってください。

○井川芳昭議員 どっから、最初から言いましょうか。

○議長（佐野芳彦） はい、最初から言ってください。

○井川芳昭議員 15ページの財産管理費、自動車損害保険料の減。これ79万円減になっておりますが、減ることに関しては非常にいいことやと思うんですが、結構な額減っておりますんで、これがどうなってこれ減ったのかという詳細説明と、22ページ、保健福祉会館の管理費の75万1,000円追加の詳細説明と…

○議長（佐野芳彦） 75万円。75万円というのはないよ。目のところ。

○井川芳昭議員 それから、32ページの中学校管理費の244万円、これの追加の詳細説明だけお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 財産管理費の役務費、自動車損害保険料減額79万円についてご説明をいたします。

予算額は207万8,100円を見込んでおりましたが、事故件数が減ったということと、それから事故件数が減りまして割引率がアップしたということで、79万円の減額補正でいたしております。

決算見込みにつきましては、先ほど申しま

した予算額207万8,100円に対して、決算見込みは128万8,000円、差し引き79万円の減ということでございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保健福祉会館の管理費の関係でございます。

ページにしますと、21、22ページですが、主に今回の補正は需用費でございまして、光熱水費のうち電気代、電気料がこの11月までの実績を見てみますと、対前年対比いたしましても10%増えております。

中身にしましては、この夏の間の4カ月間が非常に大きな伸びを示しておりまして、ある程度電気料は見込んでおったんですが、このままでは年度末まで足りないんじゃないかということでの電気代40万円の追加でございます。

それから、修繕料50万円上げておりますが、当初予算で計上をいたしておりました修繕料も既に使い果たしたような状況でございますので、今後の修理に備えるといった意味での50万円でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 先ほど32ページの中学校費の需用費の補正内容でございます。

先ほど長谷川議員にご質問いただきまして、数字的には言うたとおりでございますけれども、光熱水費につきましては、電気代につきましては7月、8月、9月が前年度より相当伸びたという状況で、電気代の補正内容になっております。

それと、上下水道の水道代の追加でございます。

これにつきましては、両中学校のプールサイドの配水管の漏水が発見されました。それに基づきまして、上水道代、または下水道代という形の補正を今回やらせていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどの財産管理費のところで、事故が減ったということの割引率で減少したという話。これ、何台分についての割引。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 公用車54台分でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど丸尾部長に答弁いただいたんですが、修繕費の追加ってということで50万円やと。これ、現状使い切ってるということなんですが、修繕料で一番需要がある、修繕することに使うという意味で、何が一番必要なんですか。何に対してこの修繕料がかかるんですか、一番使われるもの。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 会館管理におきまして、修繕の必要がある部分についての修繕料でございますので、これまでこの今年度の前半で申しますと、上水の給水ポンプ、それから浴場のろ過ポンプ等々が故障をいたしておりまして、置きかえ等が生じております。また、3階にあります給湯の2次循環ポンプの、これも水漏れを起こしておりまして置きかえを行ったということで、多くの修繕費が必要になったということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今回の補正では、特に国の補正予算に伴う5兆1,000億円の対策を盛り込んだものとしてありますが、その中での厚労省関係の医療、介護、そういう分野でも1兆2,225億円と、こういうふうになっております。

特にこれまで予防できるワクチン、こういうものを接種をするっていうことが大事であるということと言われてきて、日本の場合は特にせんだっても放送をしておりましたけれ

ども、使用が遅いと、一番遅れているのは北朝鮮と日本やと、こういうふうに言われているんですね。

それから、前のときに私も子宮頸がん等のことについては6月議会でも言って、それで国がやるべきものやと、それから9月議会ではほかの議員がこう言って、国がやるべきもんやということで、後ろへ後ろへ寄ってきたんですが、このたびは一応国の対応が決まって、これらのものとして1,085億円ということを出してきたんですね。

それで、それが国の揺れまわっている対応というのは、財源であります。一般会計の予算の半分に近いものが国債、いわゆる赤字国債を発行する線というような形でやっている中で、継続をさせるっていうことが一番大事やと思うんですね。そういうことへの取り組みの問題と、都道府県などの市長会もやはり肩がわりすることについて、子ども手当の問題もありますし、この財源がどう左右するかっていうことで、継続的にこれが実施されなければならない、これはどなたもそう思うんだと思いますけれども、財源によっては今回のことも2,200億円が県費で措置して、町にもそれぞれの自治体でも持ってくれというような動きが出てきているということになるわけですね、今後。だから、これを継続させることが必要だと思うんですけど、その取り組みが本町住民にとっても極めて大事だと思います。

衛生費の関係では、先ほど言いましたように、これらの接種促進事業として県費の補助と、それから歳出では予防費として、24ページから26ページにかけて示している委託料で6,039万円を上げているわけですね。これらでさらに必要なものを含めて、今後大事なことなんですが、継続の問題と、それから町でも継続して、少なくとも今後においてもどうなろうと実施すると、そういう意思が必要だと思うんですが、その点いかがか。

それから、高齢者インフルエンザ接種委託料の減額がここに見られるわけですけども、

今年は特にインフルエンザの発生、流行ということが危惧されると、こういう中で減額はどうかということがあります。

扶助費のほうでは、それらのことが補完されているようにも見えますが、実際に多く発生してきた場合にどうかという、対応できるかということ。また、予防の希望者が多くなればなるほど、そのことによって医療費はまた少なくて済むということになりますけども、この減額。

それから、高齢者の肺炎球菌についても減額ということでもいいのかどうか。そういう点で言えば、他の財源があるものについてはするけれども、こちらのほうはどうかということもあります。

県も、これまでの経緯を見ますと、子供の医療費についても国が言い出したら引っ込む、ほいで市町に肩がわりせえと言う、そういうことを繰り返しているわけですから、どこの財政も厳しい中で、しかし責任を持たなきゃならないのは太子町だと思うんです。やっぱり直接住民とかかわるところで責任を持って取り組むということ大事なんですけど、そういう姿勢に基づいて継続をさせていくっていう意思、町が意思が働いて、それに基づいて予算措置をして事業を実施するというものでないといけない、こう思うんですが、その点と。

それから、ちょっと今までの質疑、私もこれどこかなと思えば、オサナナジ美のところという信号、もっと前にもお酒の関係もあって死亡事故が本町職員の親族もあったと思うんですね、ずっと前です。ほいで、あそこは要望等の絡みと、それから信号をつくってくれと言うて進めてきて、今度は信号で出にくくなったというてという意見まで、いやあそこだけじゃないですよ、つくったところでは、また出にくくなって渋滞を別のことで生み出すということもあるんで、そういうことのないようにしないといけないと思うんですね。

自動車だけではなくに歩行者の安全という



ことがあります、あちこちで信号ということで、先ほど上田議員が言われたようなこともあります。交通量というのは、渋滞しているところで案外と起こるのではなしに、割合あいてるところでひょこっと起こってくると、こういうこともありますから、その点で言えば、後々に信号をつくって不便になったという人が出てくる可能性もあると。そこらを含めて整理しとかなないといけない問題ではないかと思いますが、その点はクリアできとんでしょうな。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 補正予算書の24から25ページにかけてのご質問がございました。

3点ございましたが、まず1点目でございます。

この継続的な取り組みはどうかということで、町の姿勢を今問われましたが、このたびの緊急促進の関係でございまして、国が緊急的にこういった措置をとられた。したがって、この22年後半から来年度、23年度の24年3月31日までの一応の措置ということでございますが、町の姿勢としましては、やはり予防ワクチンでございますから、ただ単に1年何カ月の接種でもって事業終了という性格のものではないという認識でおりますが、ただその財源となってまいりますと、やはり国の財源ということが基本になってよいかなと思います。

それから、2点目の高齢者のインフルエンザの減額の関係でございますが、これはちょっと見にくいんですけども、この24ページの委託料の2行目に新型インフルエンザワクチンの接種助成事業委託料700万円余りを計上いたしております。高齢者の関係のインフルエンザ、今度新型と3価のワクチン、混合ワクチンになっておりまして、そこへ新たに今回700万円余り計上いたしました。そこへこの高齢者インフルエンザ接種委託料の減額した分のうちで、大方の方がその700万円のほうへ入ります。一方、扶助費のほうへ51万

8,000円計上いたしておりますが、これ30人余り、人数にしましては30人余り見込んでおりますけれども、二手に分かれて、高齢者減額分が700万円のほうと50万円のほうへ分かれて、俗に言います計上し直しという形となっております。

それから、3点目でございますが、高齢者の肺炎球菌の減額でございますが、当初前年度を参考に計上しておったんですが、その関係で当初予算では400人余りの予定人数でもって計上をいたしておりました。ところが、現実績が120人ほどということで大きく見込みが減っておる状況がございました。まだ年度3月までありますが、ある程度この程度の減額というのは、現在のところで減額したいということでございます。

これなぜ人数がこれだけ減ったのかというのは、原因等々はちょっとわかりかねるんですが、やはり初年度は大々的にPRされました、マスコミ等も含めまして。そういった関係で、やはりご心配になった方が一挙に接種をされたという背景もございます。途中でワクチンの供給が間に合わないという状況が昨年ございましたが、今年につきましては、ある程度1回打たれますとかなり免疫が持続しますので、そういったことで1回打たれて、インフルエンザのように毎年打たなければならぬという性格のものでございませぬので、そういった関係で人数が落ちついたかなという思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 老原の信号機についてのお尋ねですが、先ほどから申し上げておりますように、交通量等も考慮した中でということでございまして、形式といたしましては押しボタン歩行者専用ということになりますので、そのあたりは十分その交差点の形状等を考慮した上でそういった方式を採用をしたということでございますので、十分そのあたりも考慮されたものというように考えております。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先の、いわゆる予防接種というのは少なくともそのことによってH i bワクチンもそうですし、それぞれの予防接種はそのことによって助かる命が助かるということであるから、実際にはこの年度はやって、いわゆる2年間ということの中で打ち切られるものではないし、またそうしてはいけないと思うんですね。当たり前だと思うんですわ。

それで、それがいかなることに国のほうがしようと、また国には当然先ほどの答弁があるように継続を求めると、ほかの予算を削ってでも継続を求めるということが、地域における措置を拡大することになるわけですね。

一括交付金制度でいろいろ言われている中で、これも市町それぞれの自治体によって格差が生じる可能性があるわけですから、国が全体としてこういう予防接種を行う、継続する、これは力を入れて要求しないといけない問題ですが、本町としては先ほどもやっぱり財源については国と言っているけれども、町がやっていく上でもそれほど費用がかかってくるわけではない。後に病気にかかって死亡が出たら、家族もそうだし医療費もかさむ、ということから考えますと、予防が大事だということだけははっきりしているわけですから、継続をするということを再度確認しておきたいと思います。

先ほどの交通の関係では、ほんまに歩行者専用はええんですよ、何も悪いとか言ってるわけじゃないけど、あそこでちょいちょい同じような話が今まで出たんじゃないですか。沖代線っていうのも、ほんまに通行量が多いわけですから横断しにくいと。そういうことから、小学校のとこ、あるいは学童の関係もありますからつくったと。そのことによって、要求しよった人がまた不便になったと言うとっての人も現にあるんや、出入りの関係でね。べたっととまってしまうということから、沿道の人たちの出入りの問題があると。こういうことも含めて、なかなか両方へ

のほおかぶりというだけあって、片一方がよければ片一方が悪いというようなことも起こり、しますんで、渋滞が拡大しないようにも考えなあかん。割合渋滞するんですよ、あの辺一帯が。だから、そういう点では十分交通量を考えてというものの、どうするのかなと思うぐらい私も思うんですけど、その辺は遺漏のないように取り組むべきだと思いますが、再度確認だけしときたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 片方でとめれば、片方で伸びてくるというのは、もうこれは信号機をつければそういうようなことは少なからず出てくるというように思います。

しかし、当然歩行者の横断というのが非常に交通量が多い中でしにくいという状況では、やはり交通弱者でございます歩行者も保護していかなければならない。

そしてまた、沿道につきましては、そういった部分、少なからず出てくる可能性としてはあると思いますが、全体の交通安全という中で理解をしていただくしかないのではないかと考えております。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 継続的な取り組みへの再度のお尋ねでございます。

これも国の位置づけといいますか、これはもう私はこのワクチン行政においては欠かすことができないというふうに思っております。

したがいまして、国のほうもまずは緊急的措置ということで22、23年度という扱いになったかと思いますが、今現在もこの3ワクチンにつきましては、予防接種法上での定期接種化へ向けた検討を行うということが言われておりますので、やはりそちらのほうに期待をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

ああちょっと待ってよ。3回終わってる。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 信号機の設置について、よくわかりました。

データ等に基づいてやっていくということなんですけれども、それを実際に本当にどうかというのを、非常に失礼な話ですけども、検証したいと思いますので、そういうことで信号機を設置してきたんなら、あそこのあすかホールのお向かいに信号機よりも歩道橋のほうがベターということの中で、交通量ということをおっしゃいましたが、それは恐らく姫路バイパスの無料化以前のことをおっしゃると思うんですけども、そういう背景もあっただろうし、片や姫路市ではあの時分にもう歩道橋を撤去していると、というのは既設の歩道橋を撤去しようと、美観的にも邪魔になるというんで姫路市は撤去しかけた時期なんですよ。

そういういろんな社会的な背景はあるわけなんですけど、それと龍野線があれば計画でもう何年か先にはあそこにはもう交差点がつくんやということが歴然としておった時期に、あえて2億円、国の金かどこの金か知りませんよ、しかし税金には変わらないんですよ。太子町の金だろうが、国の金だろうが、税金は税金なんです。我々が出した税金なんです。そやから、無駄なお金の使い方はそれはやっぱり戒めるべきなんで、そういうことのもろもろの議論をした中で町が選択したわけですから。ですから、そのデータというものは、僕は必ずあるはずやと思うんで、今は結構ですけども、今新たに信号をつくるよと、つくろうとしとるデータが本当に確かなものかどうかというのは、過去のデータを見てみたらわかると思いますので、そのときのデータも後で結構ですから提出をしていただけますかどうか、お尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 信号機につきましては、設置する権限といいますか、そういったところについては公安委員会ということでございますので、私どものほうでデータ

ということについては持ち合わせはございません。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず1点は、沖代線の工事の件で、これは期間としてはいつからいつまでで、何期に分けて行うのかということが1点で、当然これアグロの交差点までだろうと思うんですけども、それをお願いします。

それともう一点は、歳入で国庫支出金で安全・安心な学校づくり交付金追加323万円、これは斑鳩小学校の屋内運動場にということと、それから町債で教育債、斑鳩小学校屋内運動場改築事業債追加で1,660万円上がります。それについての歳出面でそれが出てこないんですが、その辺の説明をちょっとお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 沖代線歩道の工事の関係でございますが、現在当初予算約120メートルの予算は計上をしておりますが、先ほど申し上げましたように、早急に仕上げ、供用していきたいということの中で追加をいただいたということで、当初予算と合わせまして工事を施工したいというように考えております。

補正予算を可決をいただければ、早速準備に入りまして、現場につきましては2月ぐらいからというように考えておりますが、追加と合わせて繰り越しをさせていただいて、7月、8月ぐらいまでに終えたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（西村隆志） 失礼しました。

今回の小学校費、学校管理費の中で、財源組み替えという形で補正をさせていただいております。それは、ページ、32ページかと思えます。

その中で、今回の斑鳩小学校の体育館の関係で、本年度予定しております事業費につき

まして、国庫ですね、安全・安心な学校づくり交付金の内容が交付決定がございました。その関係で、当初700万円余りだったと、予定でございました。それが、交付金決定が1,042万7,000円の交付決定をいただきました。その関係で、今回国庫補助金の補正をさせていただいたところでございます。

それに伴います地方債、全体を見まして事業費並びに国庫補助金、そしてそれに伴います起債、町債の発行でございます。これが中身が変わってまいりますので、今回1,660万円の町債を増やしていただいたところでございます。それに伴いまして、一般財源として、一般財源が減額になったという中身でご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

先ほどの沖代線ですが、2月から、予定ですけど、七、八月ごろまで繰越明許という格好だろうと思うんですけども、何期かわかりますか。

何期というのは、要は請け負う工事の会社が何社ぐらい入るんというか、その期間ですね。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 工区につきましては、1工区ですべていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第57号 平成22年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第2、議案第57号
平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私はきのうも一般質問でも尋ねましたが、今警鐘を鳴らさないといけないのは、後の後期高齢者医療保険会計と、それから国民健康保険の関係を改悪しようとしとると、私は、住民から見ればね。だから、そういう点では、やはり今声を上げていけないといけない段階だと思います。

介護なんかではシミュレーションをまだしてないということですが、実際市町村のそれぞれで今繰り入れたりして、国保の保険料、税を抑えていってるという自治体は多数、全国ほとんどのところでそういう取り組みをしておるということで、トータル的には3,700億円だそうですけども、それが全国的な繰り入れの実態だそうではありますが、そのことによって若干の医療費が増えても国保料とか税とかというの上昇を抑えとるということであります。

そのことで皆さんも負担、いわゆる税負担が少なくて済んでいる。しかしながら、本町の税で見ましても、納められない人たちが1割あると、こういうような状況ですから、この国保の保険料というのは、皆さんにとっては大変な保険料負担です。それを抑制するという点では、一般会計から支援をする、こういうことが必要なわけであります。

この広域化を目指す中に、単位を大きくいたしますと、血も涙も、もう非人間的な形で徴収を開始する、また納められない人たちが出てくると医者にかかれぬ、こういう状況を生み出すと。金持ちはどないもないけどね。しかし、もう貧乏人全体は、そんなわけにもいきません。

そういうような制度改悪に連動させるようなことを、現に厚労省の担当者が言ってるわけですから。それは、どういうふうに言って

るかといったら、保険者を市町村にすると、市町村は国保と同じく一般会計から繰り入れてしまうという言うてるとおり、その動きがあるんですよ。ないということがあるんだったら、説明してください。これが一番大きな問題で、何でも言うたら、さらに全世代間に拡大すると、負担を。もちろん、後期は現役世代の負担もあるわけですから、それだけやなしに負担を拡大するという方向ですので、きちっと国保と後期医療っていうのは、今ほんまに一体的に考えて制度が悪くなっていることをしっかり見きわめないといけないと思うんですね。そういう認識にあるかどうかなんです、町は。

だから、国保というのは今まで、私がちょっと伺っておきたいと思うのは、一般財源の投入を解消できるさかいにこういうことが進められたらいいと思うとんのか、一般財源というのは今先ほど言ったようなことです。それやったら、ほんまにこの太子町はもうだめですよ。そういう面から伺いたいと思います。国保を維持する、そして市町村がしっかりとその住民のところで皆保険をより充実させたものとして運営する、当たり前じゃないんでしょうか。そういう点を聞いておかなければいけない問題として伺っておきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今のご質問は、国保の広域化に対するご質問かと思いますが、やはりこの国保会計、財源の問題といいますが、もう全国どの自治体におきましても同様の構造がございますので、非常に苦しいといえますか、厳しい状況でございます。

また一方、今国のほうが言っております広域化といいますのは、もちろんそういった構造的な脆弱さがそれぞれ小さい保険者等が抱えておりますから、そういったものの広域化といったことでございます。

中に、確かにそういった議論があるようでございますので、昨日も私申し上げました

が、やはり県のほうでは運営を県に任されるということから、その財源について非常に国に対しても大きな注文をつけておるところは、きのうご紹介させていただいたとおりでございます。

したがいまして、私どももそういった、今桜井議員さん言われたように、ぱっと渡してしまえば市町村はええんかなと、そういうお尋ねのようでございますが、必ずしもそうではございませんで、やはり県にしろ市町村にしろ、やはり国保の運営ということにつきましては、一番大事な、安定的な制度の維持ということにかかってまいります。すなわち、裏返せばやはり安定した財源ということになるかと思しますので、今国が検討されておる内容について、我々は期待もし、注視もしておるところでございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、なぜここでもよく悪法も法なりとか言うて、そうでしょうと言うてやりとりします。

しかし、その制度が変わる前にちゃんと地方から意見を上げるのは当たり前でしょう、そういうことであれば。県が言っとるから安心してれるわけじゃないです。県も困るから言いよんです。

原因をつくつとんのは何ですか。国庫の持ち分がどんどん減ってきておるんですよ。今も減らそうとしてる。それが減らすためにこうしよんやから。減らされたら困るということが大事なんや。今までどおり責任を持てと、84年から変わってきとんですからね、1900。半分ほどのものが2割余り減ってきて、年金でも今どない言いよるいうたら、2分の1や言うといて、財源がないさかいに消費税とか、別のことばっかし言うとなると。こんなことでは、制度全体が改悪されて安心して暮らすことができない、こういうことになんのは日を見るより明らかじゃないですか。高所得者はそれは別段こたえへんかわからんけれども、低所得者はほんまに全体でどれだけ負担したら済むんやと、こうなるわけ

です。

ほんで、さらに医療にかかれば医療にかかっただけ自己負担は増えていってるわけですから、そういうようなことをしますと、ほんまに金の切れ目が命の切れ目になってしまうような、人間の尊厳を踏みにじると、こういうような状況に追い込もうとしとんですよ。

ここで言うてもどうにもならんというように言うかもわからんけど、そうじゃないですよ。地方からきちっとそれではあかんということが全国の自治体から上げていけば、それは変わりますよ、選挙が怖いんやから皆。今は財界の関係で5%をまた法人税と言うてますけど、それ選挙が怖い、金がなかったら選挙でけへん、そういうようなことの中で、いろいろやってるわけです。駆け引きみたいなんしよんやから。

やっぱり住民の暮らしと命を守るのは、やはり末端の市町村ですよ。そこから声を大きく上げて、それはまかりならんと言わないと悪法がつくられると、そう思いません。それ、思うんか思わんかだけでも、それで声を上げるということの大事さ。

それで、国保は今でも先ほど言いましたように、納め切れへん人がおってんですわ。悪意で悪質な者がおるかわからんけれども、納め切れへん人が太子町でも現実におる。それで、税金を上げるときには、それを差し引きして不足分として引き上げる仕組みにしようから、余計あかんのですよ。違いますか。ここらを国保っていうところはしっかりやっていかないといけない問題ですから、姿勢だけはさらに伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これもきのう答弁の中に私織り込んだと思いますが、この広域化に当たりましては、知事会がはっきりと国に対しまして、国の財政責任を明記してくれといったことを注文として突きつけておられます。

もちろん、知事会のみならず、私たち市町村も同様ということでございますので、それ

を代表した形で国の財政責任の明確化ということが言われておるということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 保険給付費についてお尋ねします。

額としては微々たるものです。微々たると言うたらおかしいですけども、少ないんですが、当初予算1万円が補正で1万4,000円で、結核医療付加金やね、計2万4,000円になったと。金額的には少ないんですが、ただ額としては2.4倍になったということは、テレビ等で結構結核について宣伝されているようではありますが、これは実際に結核にかかった人が増えたという現状なのか、それと太子町のこの結核の状況といたしますか、そして今後の推移といたしますか、その辺をちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今般の補正につきましては、3月診療分から7月診療分までの実績、5カ月の実績をもとにいたしまして年間の見込み数を見込んだということでございまして、これまで3月診療分、それから4月、5月、6月、7月までで、それぞれ4人、3人、2人、3人、3人と、大体一月当たり3人平均ぐらいできております。

それを割り戻して、年間大体2万4,000円ぐらいになろうということでの補正ということでございまして、昨年度、21年度の実績では7,400円でしたが、今年度はかなり上回っておりますので、それだけ診療数が増えたということでございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それともう一点、今後の動向といたしますか、予想としてはどういうふうと考えておられますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この予測はな

なかなか難しゅうございまして、といいますのは、やはり直近の年度を参考にして予算計上させていただいておりますが、ちなみにそのもう一つ前の20年度ではゼロでございまして、なかなか予測というのが難しゅうございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第3 議案第58号 平成22年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第3、議案第58号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今次補正では、主に保険給付費の6,182万2,000円、その中でも予防サービスあるいはそれに伴うもの、それから居宅施設、それぞれに追加をするという形になっておりますが、介護保険というのはまたあと2年後に大改正が行われてくるわけですが、これも負担があって介護がないような実態をつくってはいけないうと、当たり前だと思うんですけど、そうじゃないですか。

ほいで、今回の補正はあくまで実績に基づいてこれからの給付に対応するということで、今言いますような補正予算として出てきているんですけども、現制度の中でもいろいろ工夫しないと施設も利用しにくい。それから、在宅においても周りが大変な目に遭っているということは承知してますか、実態を。やりくりしないといけないから、皆困ってるわけですね。それが、さらに支援は措置しな

いと、こういうふうなことになるから、私は一般施策でしっかりと和光市の例を紹介してきのう言いましたね。

だから、この制度の中では締め出そうとする、一方必要とする人たちはたくさんあるわけです。家事支援なんかでも、もう条件をつけてできないこと、できないことをつくってしまう。ヘルパーを派遣しても、これはできないということを言うから、本当にしてほしいことがしてもらえない、こういう実態もあります。

それから、要支援2と要介護のはざまで出てきている人たちの中には、ある程度の痴呆が進んで、その場では、前にもいろいろここで論議がありましたけども、認定でケアマネなんかが行ってしたり、それから認定審査会が審査をする段階ではこれはできますというて気張って言ってる。しかし、それが実際的にはできない。そしたら、だれがするのかと、家事でも居宅介護でもね。だから、周りがしないといけない、こうなるんですよ、なってるんです。

だから、それらをよう承知した上で昨日の論と、それからこれから改定しようとするのに対して負担がいわゆる給付抑制と負担増が先にあってはならないということを思いますし、また利用料、いわゆるデイですね、そちらのほうも全体に伴って引き上げるようなことがあったら、ますますお金の面でどないもならんと、こういうことになるんです。それらを町は認識してますか。

今後この補正予算では、6,182万2,000円というものと、予防サービスを含めて予算措置をしているんですけども、これらでこれまでの経緯の上に立って、上期と下期でこうしましたというけれども、介護保険の中ではこれはやってはいけないことになっとったら、今言うたようなことはできませんわね。私が言うようなこと、つなぎになるような、介護保険を使えないようなこと。そしたら、一般の措置をやらないといけないんじゃないですかね、そうなるくるでしょ。それで、和光

の例を言ったんですよ。

皆さんは安心して介護が受けられるようにここへ強制的に10年前に組み込まれたんですよ。金はかけろ、さあときには十分役に立ちます、こういうことでこれつくったん違うんですかね。しかし、それが利用できないような方向へ来てるわけですよ。居住費から食費から何から、もうわずかなお金の中から取り上げていく、さらにそれをへつっても増やす、こういうような制度改悪もあるし、現状もそうですからね、負担ある者は負担ですから。計算して周りの者はしなきゃならん。しかし、何カ月かになったら兄弟が何人おっても兄弟間でほんまに冷たいことが起こるんです。そんなことにならないようにすることがこの保険だと思うんですけど、どうですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 昨日の一般質問にもあったかと思います。

今回の改正に向けた審議会の意見書が出ておまして、その中で取り上げられている部分がございます。特に軽度者向けの家事援助の縮小といったところで焦点が当たっておる部分がございますが、これにつきましては、この審議会の介護部会の中でも意見が分かれておまして、意見書ではさらに検討が必要ということで結論づけたような表現にはなっておりません。やはり慎重に検討すべきということでございまして、私どもも単に軽度者向けの家事援助の縮小がいいか悪いかということになってまいりますと、もう大変心配のほうをするわけでございまして、そういったことでやはり法に基づく制度でございまして、やはりこれから国のほうでこの意見書を土台にどういった結果といいますか、結論を出されるのか、非常に気になるところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あのおね、気になるのはそのところは一緒です。私、気になるから言いよんや。気にならんのかやったら言わへんし。

どんどんどんどん進んでしまってから言うても遅いんですわ。だから、既に昨日も言ったように、知らないことは怖いと、知らされないことはもっと怖い、そして知ろうとしないことは罪なこっちゃと言いましたでしょ。ほんまにそうだと思うんですよ。知る努力をしてそうならないといけないから働きかけをする、こういう人間であり、また人でなければならんと思うんです、罪なことにならないように。私は、その立場で今までも言うてきてるし、知る努力もこういうふうにしつこいほど言ってます。知らないと言えません。だから、そういうことを言っとんです。

現状も余り繰り返すとなんですから、年間所得の低い人ほどどないにもならん、これが制度ですよ。それに追い打ちをかけるようなことが起こりよんでしょ。ケアプランでも有料にするということなんですから、どんどんどんどん悪くなっていつて、そういうことが出てきている。それをシミュレーションしてくれというのは、シミュレーションまだできてないと。しかし、現実には太子町でどういうふうになったらどうなるっていう、2年後にはこないなりますということを皆さんに示さなんだからわからへんねや、これは実際ね。わかってへんでしょ。わかるようなもので示していけということなんです。

それで、私はきのうも要支援とか、年間所得とか、こう言いました。それらのシミュレーションがあって、初めてこんな負担なってくるんやなというたら、もうほんまに命が、身の縮まる、命の縮まる思いををすると思うんです。保険料も4,160円から5,200円と言うとるけれども、これらもやっぱり皆さんにきちっと、新聞に出とうからと違うんですよ。太子町はこういうことになりますよというシミュレーション資料を示して、ほいでこないなってもよろしいかと言わないといけんのが行政だと思うんです。

それから、介護保険は名前は介護保険やけども、先ほど言いますように、それから引き出されておる人たちは介護を受けられへん



のです、金だけ取られて。今もそうでしょ。一般施策で和光のように補ってるところでも深刻やと。できることは町もしてないとは言いませんけども、それぞれの施策を推進する、ここからはみ出た人たちがどういうふう措置を受けられるかということが一方で確立されたら、太子町は住みよい町になるんです。それが確立されなかったら全国一緒に、むしろ悪いと、こうなるでしょ。

その点から言ってるわけなんですけど、私もほんまに悲劇やなと思ってるのは、ちょっとだけ紹介させてもらいますが、うちの妻のお母さんは元気なんです。しかし、ちょっとこちらのほうがややこしいんです。おまけに、腸の手術をして袋をつけてます。そしたら、そいで1人を住まわしとったら、自分は元気や思うから、ガスで火をつけようとする。大変なもんやから施設へ預かってもらうというて、ショートステイでたつの市でお世話になってます。そしたら、そこへお見舞いに行っても、そこでも職員は一生懸命やってますけど、職員の労働条件はそれほど改善されへんという、今回もそうです。

一方で、つなぎの段階で、私のところでも一緒に見てますと、親子ですから、もう大変なもんです。寒い家でふろへというたって、裸になって、もうほんまにことが起こります。これが、今のはじき出されている人たちの現状じゃないかなと、うちで実体験として今言いますけど。大変ですよ。

だから、介護保険は介護というために40歳以上から金かけて、ほいで皆さん安心してくださいというて10年前に入れたんですよ。何でそうならへんのです。まだ悪くしようとしてる。違うんですか。はっきりしてほしいんです。ここの制度ですよ、これは。ほいで、国がやってきたら、国は自分とこの負担を減らすために、どんどんどんどん改悪しよんや。迷惑な話や、地方もね、はっきり言えば。しかし、もっと迷惑なのは住民じゃないですか。その辺の認識ありますか、お伺いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 国のほうも、やはりこの社会保障制度でございますので、制度の安定維持ということから将来予測、試算等に基づいて種々手を打たれるということでございますが、あともう15年もすれば現在の3倍の介護費用が推定をされるということでございますから、そのどれほどの費用が要るかということでもって、その全体枠の中から検討されておるということでございます。当然この負担のほうにおいてはそれに見合う負担というんがまいってまいります。

その中で、今回の意見書の中にも一部出てまいったのがそういう点でございます。ただ費用、サービスが増えるから、それじゃあ負担といいましても、この意見書にもありますように、やはり月額5,000円を超えるようでは限界を超えるといったことが一般的ということでございますから、その枠と枠の中で、非常に苦しいというんですか、本当に両論併記といったような中身が出てまいっております。非常に苦心をされておるというふうに私は思えるんですが、一方で、それぞれ日々の生活の面がございまして、その兼ね合いというのが大変かじ取りが難しいというところでございまして、今桜井議員さんのご指摘の部分についても、確かに毎日毎日のそれぞれの生活を支えていく上で、本当によく現状を把握をしなければならない面がございします。

また一方で、そういった負担の問題ということを重ね合わせなければならんというところで、非常に私自体も明確なこうだといったことがなかなか言い切れないというところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 少なくとも、先ほど言ったようにシミュレーションとか、早く太子町内で今介護保険の対象者と、それから実際には認定申請をしてその後こういうサービスを受けるといことになるんですけども、現状の

対象者で実際にこういうふうにならないうに今メニューでいつてるようなことになった場合にどういふふうになるか。今それを示して、皆さんの批判を受けなあかんと思うんです。

だから、今はできてませんということでしたけども、きちっとして、その作業がこの会計の中でできるかどうかやね。補正予算等はあるけど、事務費の中で含めて。やっぱり作業をしないとシミュレーションできへんでしょう。やるっていうことでないと、皆さんに実態と今後を示すことはできへんと思うんです。そやないと判断でけへんでしょう。いかに悪くなるかということが判断でけへんのです。

実際に介護を受ける段階で、対象者も家族もえらいこっちゃなあととなる。それでは遅いんですわ。それまでに、ようけ先取りしとう金はどこへ行ってまうんやと。支え合いというようなことを言ってごまかしたらあかん。そのためにかけとったら、かけとるような結果がなかったらあかん。そのシミュレーションは少なくともやってもらうことがこれで行けるかどうか、またやるべきやと思うんです。やらないでいいはずはないんです。そうなったときにどうなるかというのは、一番大事なんですよ。

そこがかみ合わなうだから、答えはかみ合へんねんけど、どないやろ。立っとくけどな、いや立っとんやで私は。かみ合わなうだから答えが出えへんがな。その辺は、この会計で、運営でシミュレーションはまだしてない、しかしシミュレーションはしましよう、いつそういう結果を出しましよう、新年度までに少なくともこういう結果を出ますと、今国がねらうてるような方向でいけばこないなりますと、それではあきませんというのが皆さん言うと思うんですよ。しかし、そのぐらうの作業はできないはずがないでしょう、シミュレーション資料をつくるんのは。そこを聞きよんやけど、いやいやいやと言うて言葉だけ濁されたら、私ここで立っとかなんだらしましようない。ちゃんと答えはしま

すということになれば座るけど、3回ということがありますから、一応今私はこれは3回目、これでは言いよんや。だから、次にはないんや、一応はね。だけれども、その話が出ないとあかんから立っとなや。

○議長（佐野芳彦） シミュレーションができるかどうか。答える、答える。答えるらしいですから座ってください。

（桜井公晴議員「いや、ほんまか」の声あり）

生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 本町でのシミュレーションでございますが、昨日も桜井議員さんからご意見ございました。

早速担当課とも話をいたしました、この意見書の文字だけではなかなか本町での置きかえのシミュレーションは難しいということでございます。

俗に言います歳入面、歳出面での全体の数字というのは、やはり国が全国のデータでもってはいておりますので、なかなかこの意見書で言われている部分だけを取り上げてシミュレーションといひますのはなかなかしにくいというところでございますので、シミュレーションをできますということはご答弁できません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時32分）

（再開 午前11時37分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 結論的にはできないということで申し上げたんですが、なぜかというお尋ねでございます。

これも今改正案というんですかね、その意見書につきましては制度全体での枠での話でございまして、それを今の現状に桜井議員さんは当てはめたらできるやろうということでございますが、担当課と話しましてもやはりなかなか現状に当てはめにくいということ

でございますので、シミュレーションが直ちにできるかといいますと、できませんということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） いや、休憩してない。今、回答に入ってますから。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午前11時42分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第59号 平成22年度
兵庫県太子町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第59号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これもくどうですけども、今ほんまにまた真剣に考えなあかと。

町長のアンケートでは、一応この推進っていう、今やっとなやからと、こういうふうなことにきのうの答えもおとといの答えもありましたね、新聞にも載ってるわけですけども。実際に制度を変えてこようとしている、これもわかつとる話やないですか。ほいで、実際に反対の意思をすごく主張できないのは、一般財源の投入の解消ができるからということなんですか、太子町は。それも恐ろしい話や、住民にとってはね。

一つは、ここの議員である副町長に聞きますけど、もう会議録等は出たら皆さんに渡しますと、皆さんに言うたんやで、言うたん

やけど、もうどっかに出とんですか。それも確認しときたいと、もうそんなに遅いはずなんやけど。やっぱり会議が終わったらそれに基づいて報告しますということが前回言ってるわけだ。それは、少なくとも説明するということで確認しときたいと思います。

それから、やはりその場でも主張しないといけないし、一方ここでは後期高齢者ということで詐欺みたいな、結局中へ組み込んで負担だけが増えていく、ほいで75歳以上を外していく、それをそのまま残して制度、看板だけかけかえて、さらに年齢を広げて、そして全年齢にそれも拡大すると、こういうことがあったら太子町でないります。されたらよろしいか、皆さん。あかんでしょう。ええんですか。当局の基本的な見方、考え方聞きたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 前回の議会で申し上げたんですが、私は担当課長のほうに議会に提出するように指示しておりますが、まだ届いてないようでしたら、事務局のほうには多分いってると思うんですけど、担当課長のほうに指示はすぐにいたしました。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午前11時47分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げましたが、担当課長にはそういう指示をしておりましたが、今確認したところ、まだ提出していないということで、すぐに提出するよう今も言っておりますので、そういう指示をいたしましたので、議会事務局のほうに一部は今日いくようにいたします。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） もう一点。もう一つある。

桜井委員、ちょっと座ったままで、もう一

点は。

○桜井公晴議員 こういうふうになっても当局はほんまにいいんですかと。それが当たり前やと思いますかということについて、今後の後期と国保を連動させたり、後期は制度を変えて拡大しよんですね、現時点。それでええと思っただけですかということ。住民は泣きますよ。

○議長（佐野芳彦） ということ。

どなたが、どっち。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） これも制度でございまして、社会保障制度の見直しということでございます。

いいか悪いかというご質問でございますが、これももう専門家を初め、多くの前回問題提起がございました関係もありまして、非常に多方面からの検討がなされておる中で今進行中でございます。それに当たりましては、最善の改正案が出てくるということでは、最善の改正案が出てくるということで思っておりますので、いい悪いというのよりも、やはり最善の改正案ということで承知しております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 よう日本語というたら、ようわからんけど、最善とはよいというんやな。何でよいんや、これが。何でええんや。私わからん。

ほいで、民主党現政権も廃止するというてきたやつなんや。しかし、国の負担を減らすために何をか言わんやいうたら、新たな制度やいうてさらにいわゆる年齢まで拡大してこの枠にはめようとしとんやで、今。何が最善やいな。その最善ということが、私はもうほんまに聞いてぞっとする。最善とは何や。

今の制度が悪い、それできのうも今ももう一回伺っておきますけども、75歳以上の今の保険料決めとることからいえば6.3ですわな、一応は、負担率ですよ。組合健保なんかは19.5なんです、現状。それから、共済健保が21.7。それから、協会けんぽが17.1、市町

村国保が9という現状、それが2年後、2013年には75歳以上の国保が7.0、きのう言うたとおりですわ。健保組合が21.6、共済組合が24.5、協会けんぽが18.5、市町村国保が9.4。それが10年後になったら、75歳以上の国保が8.5、それから組合健保も25.6、共済組合は29.1、協会けんぽは21.6、市町村国保は11.2と、こういうふうになると。こういう発表がありますやんかいな。

だから、そういうことも私はそういうデータで言いよんやけど、やっぱりつかんで、保険料も増える、全年齢にそういうことが及ぶ、このことが。そいで、医療の抑制をしない限り負担も増える、個人のね。だから、医療抑制につながってしまうということがこれからの形じゃないですか。それが最善のものが出るとか、違うでしょう。ますます国民にとっては社会保障の医療が受けにくくなると、受けられなくなると。ただでさえこの保険料、今の国民健康保険の1割の納付が、悪意の者を除いては1割あるんやもん、ほとんど。ペナルティーに資格証なんかでやったりする、そういうことがないようにということはいろいろ言っても、所によってはそのことが行われる。非人間的やないで、人間として認めてないんやで、貧乏人を。ほとんどしかし、貧乏人なんですわ、この間も言うたように。一方の極に、どんどん富のほうにたまって、弱のほうは4分の3が弱やと、こういうような状況の中では余り富の多い者の味方してもうたら困るんや。ほとんどの住民がそういう、昔は中産階級意識が全体にはびこったけども、そうでない時代になると、現状そうでしょう。太子町の所得水準も、全国水準も、そしてそういう人たちに負担を多くするような仕組みは、国が出しやええわけですよ。もちろん国にも予算があるから、それを当たり前のように認めたらあかんわいな。言うたことは国も約束したこと、公約したことは守らせる、町もそうや。守らなあかん。笑い事違いますよ。

せやから、金持ちはどないもないかわから

んけども、貧乏人はたまらん。そういうことにすると。そいで、全部国が減った分はみんなに負担させようとしとんのがそうでしょう。年齢拡大もそうや。それが、何が善政やいな。最善やいな。この議会も、制度を廃止する決議しとんやで、廃止決議を求める。その立場で物言うてもらわな困るで。どうですか。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員のおっしゃるの、よくわかります。といいますか、理解できる部分たくさんあります。

ただ、先ほど部長が申し上げましたように、社会保障制度というのは国全体で考える事案でございます。その中で、各負担が増えるというのは、これはもちろん歳入がそこまでに至ってないからその保険の中で制度を維持するためにそうしようと、いわゆる歳入が少ない中でよりよい改善をするという意味でございますので、歳入がどんどんあるのであれば、国のほうがどんどん出して個人の負担を出さなくてもいいというのは、これは当然のことでございますが、いわゆる後期高齢者医療についてもやはり75歳以上ということになれば非常に病気にかかりやすい人がかかっている、それは全体でやっぱり補完し合うというような姿勢の中で各保険の中で補っていくという考え方でございますので、それは国のほうがたくさん余裕があるのであればそういうことをしなくてもいいと思いますが、やはりいわゆる健康保険制度が昭和36年にできてから日本では非常に皆保険制度が進んで、いろんな意味での補い合う保険というものができている状態でございますので、その制度を守るために今回こういうような限られた財源の中での改正といいますか、改善をしていくというのが今の現在の姿ではないかというふうに私は考えております。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それは違いますわ。

あのね、ここで国のことを言うた、いや言いよんのはね、国策で副町長が言いよんのは

僕もわからんということやないですよ、お金は皆が納めたお金ですから。だけど、国がその納めた税金をどのように使うかの仕分けの問題だ。入る金は決まっていますやん。

だから、先ほどもワクチンの問題で言いましたけども、赤字国債を発行する、半分ぐらいは借金してやろうと、ほいでその借金の行方からさらに幅広く集めようというて消費税の問題を言い、一方で海外へ行って大もうけをして、それも見てもらわな困るんや。244兆円もの金余りの状況を内部留保したんやんか。それらについては、また減税や。一般商工業者に減税とちゃうで。そこら辺に減税されるんや。ほいで、国の力を強める。強まりようへんやんか。むしろいじめようやんか。非正規労働者をようけつくり、海外で生産するようなことを支援して、ほいでT P Pの問題と一緒にですよ。

だから、国のほうに求める以外にない、国がケチるからこうなるということは私も一緒なんですわ。しかし、集めた税金の使い道の問題なんや。違いますか。ほいで、聖域を設け回るからや。事業仕分けと称してもね。そういうようなことをしないで、国保にしても介護にしても、やっぱり国が一定責任を持つ分については後退してはいけないんや。後退しとうからこうなつとんや、今国保の問題もそうですよ。半分そうだったやん。国が面倒見よったわけや。面倒見なくなったからこないなるんや。私はそう言いよんやで。使い道やがな。みんな何のために、だれのために政治をするか、地方もそうや。一緒ですよ。集めた皆さんのつめに火をともしような中で、いろいろ一生懸命働いて納められた税金をだれのために使うんかと言うたら、皆のためにです、皆のもんや。そやから、やっぱり減税しとんや、もう。そら、金足りまへんわ。ほいで、そのお金を持って、外国で工場をつくって生産して、日本は逆輸入しよんや。それが現状やないか。そこにメスを入れん限りはあかんのや。当たり前の話ですよ。そっちがまだ減税してやる言うんや、そういうことを

言わずにお金はと言うからあかんのや。やっぱりあくまでだれのためにと言うたら、国民のためやと。生活のためや。違うんか、政治は。いやいや、そうやないかいな。生活のためでないか。支えるために政治あるんやで。地方も、県も、国も。それがなかったら、政治ちゃうがな。そのための税金取りよんやろがな、太子町も。そこら辺の見方がちゃうからおかしなるんやけど、その立場で見たときに貧乏人は耐えられへんと言うとんや。特別職は耐えられるかわからんで。

（「嫌みかいな」の声あり）

わからんがな、それは。私はそうや思うがな。嫌みでも何でもないで。皆さん困るから言いよんや。こういうふうになったらあかん、だから言いよんやで。困らん人はどうもないかわからんけど。せやから、金持ちはどないもないと言うとんや、私は。どないでもかかってや。しかし、貧乏人はそうはいかん。そういうことを言いよんですわ。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほども申し上げましたが、桜井議員の考え方、それが絶対私否定はいたしませんよ。否定はいたしません、国全体でのパイの中でどういうふうな仕分けをするかというようなことの話はこの太子町議会でしていただいても、私ども何とも言いようがありません。

ただ、私は社会保障制度を維持するためにお互いに我慢すべきところもあるのではないかなというようにも思います。ただ、それが正しいかどうかわかりませんよ。これ余裕があればどんどん出しゃええんですから、今先ほど2分の1がだんだん削られていって少なくなっていってということもおっしゃいましたけど、もちろんそういう現状も私も知っておりますが、国がそういう制度をやっている中で太子町だけがどうすると言われても、私どもとしてはいかんともしがたいと思います。国がやっていることは、今の保険制度そのものをやはり守る中で私はそういうことをしていると。

だから、仕分けの中で、そこへもっと金額的なものをほうり込めということは、それは国の中でそういうことを考えていただく必要があるかもしれませんが、私は桜井議員がおっしゃっているのは、何か都合のええことだけ言って、入るほうのことは、例えばほんなら消費税を上げると言ったらどう言われるんですか。

（桜井公晴議員「あかん」の声あり）

あかんと言うでしょう。そしたら、入る中で……

（桜井公晴議員「何を笑うとるんや」の声あり）

いやいや、入るものがない中で、いろんな意味で国民全体の中でこの後期高齢の今の現時点で言うと医療制度守るためにそういうことをするわけですから、それを頭から否定されるんでは、ちょっとおかしいんじゃないかというふうに思いますけど。

（桜井公晴議員「私はね、頭から否定してへん」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 3回言ってますから、休憩してください。休憩します。

（休憩 午後0時02分）

（再開 午後0時03分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

この際暫時休憩いたします。

再開は、あと議運をちょっと昼一で行いたいと思いますので、半やね、1時半に再開します。

ですが、議運のほうではそんなにかけないと思いますので、全員一応1時には集合しといてください。

（「議運をまたするんやね」の声あり）

ごめんなさい。議運を1時から。

（「15分にしといてもろうたらええや

ん」の声あり)

ほんなら、真ん中をとって1時10分にします。1時10分、1時10分から議運。半から再開ぐらいをめどにします。

(「全協もあるやろ」の声あり)

全協もしますからね。だから、議運はそんなに長くかからんと思います。

(休憩 午後0時03分)

(再開 午後1時28分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第5 議案第60号 平成22年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計補正予算(第2号)

○議長(佐野芳彦) 日程第5、議案第60号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 合併浄化槽の関係でちょっとお尋ねしますが、当然のごとく、基本的には公共下水に連絡するのが基本ですが、ここで少々無理をしてでも連絡ができなんだ、合併浄化槽にせねばならんだ条件ですね、どのような条件がこの阿曾であって設置をしたか、それをお伺いします。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 当該地区におきましては、阿曾のバイパスの北側になります。

ここにつきましては、整備区域外ということで100メートル以上も離れておりまして、それについては合併浄化槽でお願いをしていくということでございます。

そういった要件のもとに今回補正をお願いするものでございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに。

清原良典議員。

○清原良典議員 同じ質問ですけども、整備区域以外であったために、今100メートルぐらい言われましたね。いや、100メートルぐらいやったら僕は無理してでもつないだら、そのほうが今後管理面にしてもいろいろと安価になるんじゃないかなと思うんですが、その辺再度お伺いします。

○議長(佐野芳彦) 経済建設部長。

○経済建設部長(山本武志) 基準といたしましては、100メートルという基準を持っておりまして、今回の補正に係る分につきましては200メートル以上離れているということでございます。

○議長(佐野芳彦) ほかに。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほどの件ですが、今度トラックステーション的なものが建設を予定されるんやね、ここ、北側は。だから、それらとの絡みで、向こうには瓦師屋さんがあると、町内ではね。だから、そういうことなんだろうと思うんですけど、それ間違いないですか、そこやね。そいじゃあ、やっぱりそこともちょっとは離れとんです、そのところは。しかし、それらある程度北側に一定のものがこれから開発行為等で起こる可能性はないではないんですよ。それとの兼ね合いで考えておいたほうが、後にはええように思うんですけどね、その点は。

それからもう一点、今次補正でも一般管理費でそういうものは出てないんですが、今加古川簡易裁判所で民事事件として不当利得返還請求事件っちゅうのがありますね。それは、裁判に係る費用等はどっかで既に計上したんですかね。

ほいで、内容も町が少なくとも瑕疵がある、ないにかかわらず訴えられてることについては、損害賠償が発生した場合は訴訟の提起も含めて賠償は予算化しないと1銭たりとも出せないはずやし、この返還請求事件についてどういう取り扱いをしとんのか。それから、費用はどうなっとんのか、説明してくれますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず、最初の今後さらに開発が進んだ場合というようなことですが、現在は一番奥に瓦師屋さんがあるんですけども、あの間については当然合併浄化槽ということで、今後この周辺がどう開発をされていくかということについては非常に予測等も厳しい状況でございますので、現状では合併浄化槽で対応したいというふうに考えております。

それから、民事の件でございますけども、今現在顧問弁護士に相談をしながら対応をさせていただいているところでございます。

特に費用的な部分については、現在お願いをしております通常の範囲の中でやっていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そしたら、今度バイパスの北の場合もそういうことが起こってもそれぞれ皆合併浄化槽で処理してくださいということとやろうとしてるんですか、それが1つね。

それから、先ほどの言っております、少なくとも何の費用の中で無償で、小西弁護士が無償でやるという約束でやっとなですかね。そんなことは多分ないんじゃないかな思うんやけどね。

それで、返還請求事件の内容、後にこういうことをやって、訴訟を受けて立つ場合も当然必要なこととしては手続が要るはずですが、下水道管の仮設管の布設をめぐる撤去、それから業者がそのまま放置して、そして仮に所有者がほっといてくれと言ったとしても撤去に係る費用もすべて業者のほうに支払ったりしている、そしたらその返還を求めるということがまた大事やと。どんな損害、実質上はうやむやになっとったらいけない問題なんで、トラブルですからトラブルの中で業者が当然責任を負わなければならないものについては、工事費を全部払っておれば

それに係る費用の返納を求めるというのは町としてやらないといけないことだと思うんですが、こういうことについて今まで私は本席でもどこでも聞いたことがないし、常任委員会で説明しとんなら別ですけども、そうでなかったら聞いたことがありませんので、こんな事件が提起されとると、訴訟が提起されとるといような問題というのはちゃんと説明をしといてもらわんことにはあかんで、具体的にちょっと説明しといてくれますか。

ほいで、無償ですべてやりますと言うとんのかどうか、小西さんがね。説明してください。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） まず1点目でございますが、今後においても現状と同様の対応ということで考えております。

それから、裁判のことでございますけども、これにつきましては水道管布設がえに係る仮設配管の撤去についてのお話でございますが、当時個人の方がおっしゃるのは、個人の敷地内に仮設管が埋まっていたということで、そのあたりも今後また道路区域等を確認をしていく必要があるんですけども、その中で配管されてたものが工事終了後も残ってた。それが撤去されないまま、その方が撤去された。よって、その費用について請求するといような内容の事件でございます。

費用面ということでございますが、現在は顧問弁護士料の中で対応していただくということをお願いしておりますので、そちらのほうで対応をしていただいているということでございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 普通ね、弁護士は受けたら顧問弁護士料は通常の相談、具体的に提起したりする場合は別に費用が要る、これ当たり前なんですけど、その当たりのことは要らない。

しかし、現状からいえば、下水道布設で水道管の先ほどの言うたとおりやと思いますけども、そういう問題がなぜ提起されるような



ことになつとるかというのが問題やと私は思うんですよ。

業者が残したんなら残した、残したらそれを撤去した、仮設管を撤去するまでの費用が工事請負の中に入っとるはずですよ。だから、それが何ぼなんかはわかりませんよ、実際は。何円かかったんか、何千円かかったんか、何万円かかったんか、それは知りません、かかるんかね。しかし、それは少なくとも撤去しておらんわけですから、撤去が個人がした場合だったら、その業者に払ってる分は何ぼにかかるものかわからんけども、当然返還を求めるのが当たり前でしょ。その手続もないまま今日を迎えとるんじゃないですか。そこらはきちっとしていないといけないわけで、後にどうあれきちっとすべきで、工事施工中に起こったことというのは、その当時からそんなことを聞いたこともないし、今のような状況がなぜ起こるんか。民地か官地かが何でわからんか。おかしいと思うんですね。

それで、今そういうやっぱり請求事件として、加古川の裁判所で民事で一応争われているわけでもんね。何で処理せえへんのかと。ほいで、業者にきちっと処理させないといけないし、また費用がかかった分は返還を求めないとおかしい思うんですわ。全部の費用が入って、支払い済みなんですよ、仮設管の撤去も含めて。その分は返還を求めなあかんですやん。全部が履行された、契約が履行されたわけじゃないでしょ。その辺どうですか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 当然その撤去費用も含めたという工事費ということになると思いますが、現在そういうことで係争中でございますので、そのあたりの状況を十分把握しながら対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 1点お尋ねします。

その土地の所有者というか、勝手に水道管が入ったから自分のほうで撤去したと、その費用の請求ということなんやけども、撤去する前に相談か何かなかったんですか。町のほうにこういうのをやってくれとか。自分のほうで勝手にやっついて、ほいで要った分請求するんやというのは、町、それは通るんですか。そういう手法が通るんやったら、そうしますと言ってももらったら、またいろいろほかにも対応の仕方があると思いますんで、その辺ははっきりしてほしいんですよ。いやいやもうそっちでやっついてもうたら、要った費用はこっちへ請求してくれと。

それが1点と、それからもう一点は、下水のそれぞれの負担金を面積において全部納めたけれども、全然その後工事をしてないところがあるんですよ。その場合、太子町でその件数と金額というたらどれぐらいあります、今それが。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 最初の、当然工事でございますので、個人で取るということについては、これは施工業者が当然施工しなければならないということでございます。

今回の場合、当時民地であるということの土地所有者からはそういったことが言われまして、さらにその工事終了後撤去する場合におきまして撤去したいということで申し入れをいたしました。ですが、撤去させてもらえなかったというような、そういった経緯もあって、結果的にそういう現在に至ってしまっているというような経緯がございます。

そういうことですので、それは個人が撤去すればええんだと、そういうことにはならないものでございます。

それから、負担金納入後に工事が行われていない件数等につきましては、現在手持ち資料がございませんので、まことに申しわけないですけどもここではちょっとお答えができないということでございます。

○議長（佐野芳彦） それはまた最終日には報告できますか。

（経済建設部長山本武志「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、そしたら再度お尋ねしますけども、その町のほうは自分とかがそら工事やりますよと、撤去工事をするということを申し入れたけども、向こうがささなんだと。向こうが勝手にやって、勝手にと言うと、自分とかが勝手にやって、あと請求してきたという、それでよろしいですな、理解は。

それと、あとどれぐらいその件数があるかというのと金額というのは、報告あとでよろしいですからしてもらえますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 事の発端といたしましては、今申し上げたとおり、そういうことで手をつけると告訴するということなのとも言われまして、結果的にできてなかったという状況があったということでございます。

それから、2件目の件数並びに金額につきましては、18日に報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 17。

○経済建設部長（山本武志） 済いません。

17日をお願いします。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 一般管理費のところの需用費の修繕料の追加と排水路等の修理、これ86万2,000円ですか。これの内訳だけ説明いただけますか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 修繕料の関係でございますけども、まず1件は老原の雨水6・1号幹線でございますが、そちらのほ

う、水路壁にクラックができておりまして、目地詰めをしたいということでございます。

それから、岩見構、下構になるんですが、排水路の補修ということで、これは面整備をしたときの影響によりまして、町道を横断しておりますかんがい用の横断管のジョイント部がずれを生じておりまして、その分原因者として補修するということでございます。

それからもう一件は、阿曾地内におきまして公共ます設置の影響によりまして、水路壁にクラックが発生したということで、その分の補修を行うということで、主に3件の補修を実施したいということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第6 議案第61号 平成22年度 兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐野芳彦） 日程第6、議案第61号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

#### 日程第7 議案第62号 平成22年度 兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第7、議案第62号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** この件では先にも説明がありますが、健全化計画に基づいて繰上償還を行うと、こういうことでありますが、ご案内のとおり、水道会計は8億余円の内部留保があります。水道料金も上げ、こうなってきたおわけですけども、前に料金を引き上げるさかいにという健全化計画を出して、その都度私は繰上償還は当然高い金利のものについては繰上償還をしないとイケない、またすべきやということを言うてきましたので当然なんですけども、これの繰上償還をして、一方において水道料金を上げる、上げてきたんですよね。それで、内部留保が増えてきていると、こういうようなことですからおかしい話じゃないですかね。

皆さんには本来料金を上げた分は返すんならともかく、このことと引き上げによって健全化させるから繰上償還をするんやと、おかしいんですか。結局は財源がそちらからも、そしてこれは繰上償還によって金利が減るわけですから当たり前なんですけど、料金引き上げと引きかえにこんなことをやってはイケないと思うんですけど、いかがですか。

これ、前にもやったんや。ほいで、残したお金は8億円になったんや。それをユーロ債なんかにつぎ込んだり。金余りというのは、したらろくなことないと思うんでちょっとはつきり姿勢しとかんと、料金を上げるということがもとで償還が可能やいうておかしいやないですかと。ほいで、国のほうも財務のほうも、そんなことは指導もしてませんと、町が言うんですということを前に調査したときに言いました。

何か住民を余りわからん形の中で進めていくようなことではないと思うんですけどね。どうなんですか。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** もちろん健全

化計画の中、手法としましては料金改定というのもこれはありますし、対応をいたしてまいりました。

しかし、これはそれだけでとどまると、今後においてもそういう健全化というのは図っていかねばならないというような状況の中で、さらに未収金における対応あるいは資産の運用とか、そういったものについて一層健全化に向けて努めていくということでございますので、それで終わってしまうということではございません。今後も健全化に向けてはいろんな手当といいますか、そういったことを考えていくということでございます。

**○議長（佐野芳彦）** 桜井公晴議員。

**○桜井公晴議員** いやいや、健全化すなと言いよんとちゃいまっせ。

ほんで、計画で一方で料金上げるさかいにこれしてくれと、そういうやり方がおかしいと言うとんや。ほいで、8億円の留保をつくとすると、料金を上げた結果。ほんで、これだけの金利は国の関係の国家に関係するような、ここでも財務省の財政融資資金ですから、運用上こういう金利を残しておくということできたものを、しかしその金利に耐え兼ねない自治体も増えてきていると、そういうことで繰上償還などをしていこうと。前には平準化されてこうやとか、いろいろ説明をしたけど、実際は料金だけ上げたど、金は残ったと。ほいで、片一方のこれをするために料金をてんびんにかけるような形で、実際にそういう健全化計画というのはほとんど住民は知らないですよ。ホームページに出しとるさかい知つとるやろと、そんなもん違いまっせな。その上で、料金を引き上げたんですから、こうしますからこうしてくださいというやり方はあかんですよ、住民無視で。それを言いよんですよ。

**○議長（佐野芳彦）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（山本武志）** 決して住民無視ということではございません。やはり公営企業を健全に経営していく上において、そういった計画を立てていくということでござい

ますので、その一部に料金改定があり、今回の繰上償還等についても認められている状況で対応をしているということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 今あんたがおっしゃることは、国が年金のときに説明してきたと一緒になんやね。

30年か40年前に、年金をどうするかということがぼちぼち議題に、世間に上りかけたときに言うたのが、年金集めて、余った金と言うたらおかしいけども、早速今要らん金は将来のために投資すると、ほいでなおかつ国民のためのサービスとしていろんな施設を全国に年金でつくったと、それは皆さんのためやと、大いに使ってもらったらいいいということをつくったのが、この間から売ってしまいよう年金の施設であり、簡保も同じようなことをやっとうわけですわな。ほいで、今日の年金の崩壊を、こういう状態を招いたというのも、一つはやっぱりあの大きな何兆円に上がる無駄金ですわな。ほいで、投資したやつが年に1兆円、2兆円という赤出したときもありますわな、運用でね。さかい、施設も例えば100億円かけたもんが何百万円か何千万円しか売れなんだというような施設をどんどんつくってやっとなるわけですわな。

だから、今あなたが言われたように、水道もそうですわな。住民サービスです。安全な水を供給せないかん、クリプトがどうや、地震がどうやというておっしゃることはなるほどというわけなんやけども、本当に住民が望んどることを言うたら、ほんまにそうですかな。というよりも、やっぱり少しでも安い水ということと違いますか。

水を節約するために斜めになってふろへ入らんなんような、こんな状態、笑い話みたいなのと思うったけども、結構な世帯の中でひとり暮らしの方なんか20センチぐらいしか入れへんのやと、その中に斜めになって寝るん

やと、斜めになって入るんやと、ほいでふろは3日に1遍か4日に1遍しか入らへんのやと。この現実も、やっぱり一方では考えてもらわないかんです。

だから、事業そのもののあり方として、あなた方が考えとる住民のためというのとちょっとどころやない、大いにずれがあるんではないかと思うんですけども、そういう考え方というか、一遍そんなこともあるんかなとぐらいは一遍調査というか、考えてみたらどうですか。

自分がその立場にならんだら、なかなか理解できへんというのはようわかるんですよ。だから、あんた方年収1,000万円近い人には、100万円、200万円の年収の人のことはなかなか理解できへんやろうと思うんやけども、でもやっぱりそれはそれでいろんなところから情報を得て、そこを理解して施策をするというようなことが大事なことやと思うんですけども、今も言われた水道のこの予算の使い方というの全般にどう考えておられるのか。私はもう決まったことやろうからそれで進めるんやというつもりでおられるかわからんのやけども、でも、でもですよ。やっぱり僕は考えてほしい、考えるべきやと思うんで、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 今回繰上償還によりまして、そういった額的にもかなりの恩恵は受けられるということでございますので、そういったことからいえば、当然これからの料金等にも多少なりとも影響するであろうし、そういった今後の健全化を図っていく上では非常に有効であると、かつ利用者に対してもそのあたりで影響が出るといいますか、そういったことにもなろうかと思えます。

ただ、今後こういう健全化計画の中で償還をしていくわけですけども、そちらのほうが今後の経営に対してどの程度影響といいますか、有利なものというのはある程度シミュレーションはしておりますが、少なからずとも

料金に対しても影響が出てくるのではないかと  
いうように思っております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第63号 太子町行政手 続等における情報通信の技術 の利用に関する条例の制定に ついて

○議長（佐野芳彦） 日程第8、議案第63号太子町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 付託案件ですが、これによって今いろいろ騒がれているのが国民に税に係る番号をつけるとか、こういうことを言ってるわけですね。そういう中での実際的な情報の漏えいというのはあってはならないし、そういうことについてのことが気になるんですけども、まず絶対ないと、太子町から漏れることは絶対ないということを言えますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 本条例の制定を受けて、本町においてはe L T A Xの運用を開始したいというそのことであります。

その中で、セキュリティについてのそのご質問であります。地方税に関する個人情報を取り扱うというそのことから、このシステムにおいて高い安全性と信頼性を確保して、利用者の皆様が安心して利用いただけるセキュリティ対策をとっているというそのことでございます。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そら当たり前やけどね。だ

から、信頼されとらなあかんわけやね。

せやけど、元で出てしまうことも今あるような時代やから、どれだけこの個人情報が出ないようにするか、安心できる状態ですというて言える、出たらどないするん、それこそ。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） このたびのe L T A Xの運用につきましては、国のほう、社団法人の地方電子化協議会、また県におきましては兵庫県電子自治体推進協議会、この組織が中心になって全国的に進めておりますので、今申しましたようにセキュリティ対策は万全を期されているというふうに確信を持っております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第63号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第64号 石海保育所の 指定管理者の指定について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、議案第64号石海保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、12月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 せんだっての説明の際に、

今回1年だけ延長して24年度以降民営化を予定するという内容をおっしゃられました。

それについて、詳細のほうをちょっとお尋ねします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 本来ですと、この指定管理者制度の制度内容またそれを管理を委託する、任せる保育の施設の性格から言いましたら、指定管理者のある程度長期の期間というのは必要なわけですが、このたび1年というところで上げさせていただいたのは民営化をにらむということで、今の予定ではありますが、24年度には民営化に持っていきたいということがございます。

なぜ民営化ということかというお尋ねかとも思います。

この指定管理者制度、これ実際が平成18年から全国各地でそれぞれ法律の下で広まったということでございますが、その当時はこの民間活力という国の大きな方針でもちまして、こういったこれまでの管理委託制度から指定管理者制度がとれるようになったということでございまして、その当時はどの自治体もやはりどっちの制度をとるかといったところでその民間活力を考えたわけですが、こう約5年経過をいたしまして、その指定管理者制度に当たりましてやはり問題点というのも同時に浮上しておりますし、またこの制度開始前にもやはり余り時間がございませんでしたから、検討する時間がないという面もございまして、諸課題というのが同時に持ち合わせてまいりました。

特に子供さんを対象とする児童福祉施設でございますので、やはりそこにおります保育士を初めとしまして、やはり専門的な技術といいますか、技能といいますか、それが必要な施設でございまして、それらのある程度3年ないし5年といった指定管理の有期限で区切っていくということになりますと、やはりそういった人材の確保に当たりましてなかなか管理者自体が思い切った長期に見通した中での人材育成、人材確保というのがなか

なかとりにくいという、何もこの本町だけではございませんが、全国共通かと思えます。そういった面がございます。

また、指定管理の上で、やはり施設の維持管理の面につきましても、やはり民間活力であればその施設の魅力といいますか、そういった点を打ち出さなければならないのが、今どうしても二元管理的な体制になっておりまして、特に大きな修繕とか改良とかといった面については、なかなか、町も後ろへいく、指定管理者も後ろへいくといったようなことで、肝心なそういった民間活力を本当に導入したい部分について、なかなか踏み込めないというような状況等もございまして、これはもう次の期には完全民営化のほうが当初の流れに沿った形になるのではないかということがございます。

また、町自体におきまして、この平成16年、18年の改正によりまして、国庫負担、国庫補助金が大きく変わってまいりました、公立の保育所に対しまして。そういった国の財政的な支援がなくなったということも大きな要素でございまして、これが民間に移りますとそういった面でかなり状況が変わってまいります。

それらも含めまして民営化という方向を打ち出したわけですが、なかなかこれも今申しましたような課題を解消しつつのことですから、あくまで24年度の予定ということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 私も今清原議員と同じようなことをお聞きしたいなと思っておりませんが、今詳しく丸尾部長から聞いたはずなんです、18年9月からたしか民営化になって、安養がされておりますが、もし24年4月から民営化になるとすれば、今認可保育が2つあると思いますが、それについてやっぱりそういう入札のような形をとられての民営化にさ

れるのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 指定管理者制度自体も一般原則的には俗に言う公募ということが出されておったんですが、施設の性質によりましては、それだけには限らないという面がございます、特にこういった児童福祉施設につきましては、先ほども申しましたように、単に経費の削減といった面をとらえまして競争ということになってまいりますと、やっぱり専門的知識の分野、技能の分野が入る分野でございますから、果たして競争がいいかと言いましたら、国の研究結果においても、やはりそこらはよく考えて当たるべしといったことが言われておりますので、そのあたり重々検討をしてみたいと思っておりますが、私自身としましてはやはりある程度絞った形で、子供さんが引き続いて通っておりますので、そのあたりを重視した方法をとりたいというふうには思っております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 結局は町が金出すのを少ないようにすると、それだけのことかいね。

そうするしかあらへんやん、今の国庫の関係からもうなくなったから町は出したくない、そしたらこの際民営化すると。それで、思うようにやってもうたら結構と、こういうふうに言いたいんでしょうけど、結局金の問題で言いよんと一緒やで、今の話はね。

ほいでね、これどないするん。どないするつもりやというのは、やっぱりかなり鳴り物入りで指定管理者というのをやったんやで、今の話やないけど。ほんだら、ちょっと財政的に思わしくなくなったから指定管理者やめますわと。

ほいで、もう一つは、この指定管理者制度がほしたら何が悪いんかということになるんやね。管理者制度を導入するときにはいろいろ言って、こうなります、よくなります、ほ

いでなれた者がやるのはええですと言うといい、今それはできにくいんです、そないな話はないでしょ、できにくいでしょうという。それで、指定管理者でもできることはできるということで進めてきたし、施設もそれだけ改善してきたということですから。

それと、結局官製民営、妙なことになりますね。これを売却するわけじゃないでしょ。売却するんやったら、ちょっと考えなあかんでね、こういうものは。売却する、1年間で売却し、条件を整えてというようなことを考えとんかいな。官が施設は持つとて民間が経営するのと、指定管理者というのはもう一定の者への条件に基づいて同じように条件を満たした運営をするということやけど、どこにどないに違いがほんまに出てきます。金の面以外に何か出てきますか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほど清原議員さんにお答えをしまして、冒頭お答えしましたとおり、やはり指定管理者制度の制度が始まったときの、取り入れられたときのよさというのは変わらんわけです。ただ、その制度が始まる前にも心配もされてた部分もございます。

また、実際やってみますと、やはりこの施設の性質によりましては、言いましたようにやはり長期にわたる展望に立った視野というのが非常に大事であるということでございますので、何も町の財政がどうのというのが一面に出てきているわけではございません。やはり魅力ある施設の展開ということが主力でございます。

さらにつけ加えたらという話で、国の町に対する補助が減りましたねという話をさせてもらったわけでございますが、ただこの今ご質問の中で、今の施設をどういった形態にしていくかというお尋ねだったと思いますが、やはり譲渡となりますとなかなか手続、また後年その問題が浮上してまいりますので、今のところはお貸しをするということで考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 結局は、行政は口を入れんように、そら保育の条件ですから保育指針に従って保育を行うと、これは当たり前のことになりますし、指定管理者によってそれが損ねんようにすると言うたら、そういうことは損ねんようにやります。それから、労働条件も変わらないと言うたら、そうです。長期の展望を持って運営に当たる、それもそうですと言って、そしたらどこも違わへんやん。

また、施設の改善については、町に申し入れられたら町はせなあかんし、必要なものであれば。

ほいで、そのまま貸すというのと条件整備して貸すというのと、いろいろ出てくるから、ほんまに経営だけをとと言うたら指定管理者もどっちも変わらへんがね。

それで、展望を持ってやってもらわなこんなことはあかんからと言うとったのが、それでよしいと言うていったんやから、何か民間にすべてのものを貸す、完全に保育については公営がなくなる、指定管理者はそれがある程度は手伝ったものになってるけどもということやけど、おかしいないですか。金以外にいったらみんなやらなあかんねんもん、指定管理者も。やるということできたのに、ほいで1年ちょっとでやめますわと。それはちょっとおかしいないか。それを言いよんですよ。

それで、貸す条件もまた出てきますからね。無償で貸与というのと、有償貸与というのが出てくるし、これも。いろいろ大変ですよ。指定管理者にしとけばそれだけのことで進められるのに、町が出し惜しみしなかったら。ちゃうんですか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 町の出し惜しみというご指摘が私ちょっと理解ができませんが、今の制度をまだより一層魅力ある施設にということ考えておりまして、出し

惜しみというのはなかなかわかりませんが、ただ大きな修繕というようなことを例に例えますと、なかなか町のほうにとりましてもやはり中・長期にわたってのやはり財政的な背景で計画を練らなければなりませんし、また一方、その管理する側にしましたら、やはり今即刻実施をしたいと、してほしいという思いがございます。その辺が、やはり二元管理的になりますとうまいこと合致しない面がありますのでということで、この際完全民営ということになれば、そういった心配も非常になくなるというようなことで申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや何ぼ考えても、指定管理者のときに言ったことが、そういう心配もあって職員の問題も条件クリアする、含めていわゆる整理して述べます、だから官がやってることと今までとそう変わらない形で経営しますというてきたのに、何でそないなるんかな、ぼっと。民間のほうがりしよになるんやと、そしたら魅力あることが今できてない、だから魅力あることにするためにこうするんやと、おかしいでしょ。

だから、出し惜しみせずに、要求に従って必要なことであれば必要な対応をすれば今までと変わらへんわけじゃないんですか。せやから、変わらんようにこうすると言うて説明したじゃないですか。舌の根も乾かんうちにというようなことになったらあかんし、魅力あることのためにというそういう説明をされると余計気になりますね。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 方針というようなことで、私申し上げました。

今、もう民営化を先に決めて、このたびの指定管理ということでもございませぬ。やはり条件が整わなければ、また再度指定管理者の指定ということになりますし、今はそういう方向でもって進めておりますということでございます。



○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 大体言われることわかりますんで、今までの経営の試算といいますか、決算の内容と、それからこれからもしその民営化したときにはどうそれが変わっていくかという、ある程度試算した決算、それ委員会に出してもらえますかな。当然あると思いますんで。例えば近くでやったら、あいおい荘か。あいおい荘が万葉の岬ということをやったでしょ。あれの経緯、経過というものもあるんですよ。あの場合には、それはそれなりに私はちょっと成功しとんやないかと思うわけなんですけれども、今度のこの施設の場合に、ちょっとおかしいことを言われたというのは、大きな改造をするのにどうこうという話が出たんですけれども、アパートや借家業の人、あんたらしたことないからわからへんけども、あれ大改造やるんですよ。同じでっしょん。施設貸して、それが傷んできた、傷んできたら直すと、家主の責任でっしょん。それと、家賃収入とどう合うかということが問題ですね。だから、家賃を安う安うしといて、ほいで大改修をどんどんどんとそんなあほなことする家主おらへんわけや。だから、そういうことを5年、10年、20年でどういうふうに建物に金を入れるかというのはちゃんと計算してあるわけや、50年間ぐらいは。ほいで、家賃をこれだけぐらいもろたら、それで一応ペイできるというのが事業なんですわ。あんたら、これ事業としてやろうと思うとんのやろ。それとも、その採算度外視して住民のサービスとして町がやるんやというのと、そこが違うわけなんですわ。だから、その辺をきっちり委員会で説明してほしいと思うんです。よろしいですな。説明は委員会でやってもらえます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 今上田議員さんからのお尋ねの部分につきましては、まだこの検討に入ってから数字を置くわけでごさ

いますけれども、そういった意味で委員会のほうでそういった試算的な数値というのはなかなか出てまいりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、来年からするということとちゃうんかいな。1年先やろ。1年先にしようかというのに、おまえその資料もなくてそらおかしいやろ、そやけどよ。

いや、細かい詰めはでけとらんでも、大筋の骨組みぐらいはそらどこやったってつくるよ。私みたいな、我々みたいに小さい吹けば飛ぶような会社でも、5カ年計画は立てよんやからな。

○議長（佐野芳彦） どないですか。どなたが答える。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほどから部長のほうから申し上げましてるとおり、1年間指定管理ということで今の状態とまた一緒です、もちろん。ただ、1年間いろんなことを検討するということで考えております。

ただ、今上田議員がおっしゃった大ざっぱな、本当に雑駁で言わせていただければ、保育所の運営費の絡みで言いますと、保育所の先生のいわゆる給与等補助基本額といいますか、そういったもので計算するとざっと5,700万円ぐらい要ります。

保育料が約1千六百万円だったと思うんですが、約1,700万円としたら4,000万円残ります。4,000万円で民設、民営ということになれば、国のほうからの補助といいますか、2分の1、県が4分の1、地元4分の1ということで、いわゆるトータル的に言うと約3,000万円ぐらいの運営の中でのプラス面が出るんじゃないかという、これは試算でございしますので、これはっきり申し上げて確実な数字ではございません。

そういうことも含めて、1年間かけて研究していきたいと、このように考えているとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第64号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 決議案第2号 花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議

○議長（佐野芳彦） 日程第10、決議案第2号花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、花畑奈知子議員の退場を求めます。

（花畑奈知子議員 退場）

職員に決議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 発議者を代表して桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ただいま上程されました決議案第2号花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議（案）の提案理由を説明をいたします。

この件に関しましては、9月議会終了後における花畑議員の言動が善意の第三者から問題が提起をされ、議会と議員の品性等を大きく問われるような事態に発展をしております。

その後、調査等を行いました。反省もほぼ見られません。そういう中で、浮き立って

際立っているのが、人のせいだというようなことを言ってはばからないと、このような状況であります。

これらを踏まえまして、議会運営委員会、それから全員協議会でご相談をして、今日の再度の辞職勧告と、こういうことに発展をいたしました。

極めて残念なことでありますが、決議案を朗読して提案にかえますので、全員のご賛成をいただきたいと思います。

それでは、朗読して提案をいたします。

花畑奈知子議員に対する議員辞職勧告決議（案）。

本町議会は、平成20年5月8日に、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その負託にこたえるため、担い手たる町議会議員が町民全体の奉仕者として町民の信頼に値する人格と倫理性を自覚し向上に努めるとともに、自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定め、町民も町政に対する正しい認識と自覚を喚起し、公正で開かれた民主的な町政と文化の発展に寄与することを目的とする太子町議会議員政治倫理条例を制定した。

その第2条で、議員は町民全体の奉仕者として町政に携わる権能と責務を自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対しみずから進んでその高潔性を明らかにし、公共の利益を実現する自覚を持ち、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならないという責務をうたっている。

このたび、花畑奈知子議員に対して、2度目となる辞職勧告決議をすることになったのは、花畑議員本人の発言が善意の第三者を憤慨させて多大な迷惑をかけるに至ったことであり、それがあげくの果てには議会と議員を巻き込む事態に発展した。これは、議会と議員の品位が問われる問題であり、この品性を汚す言動は非常に遺憾なことである。また、

許しがたい行為であると考え、花畑議員に猛省を促した。しかるに、何ら反省のあとが見られず今日に至り、議会として厳しく処分することになった次第である。

また、花畑奈知子議員に対しては、平成21年2月26日に公職選挙法に違反する寄附行為があったことに対して辞職勧告決議を行った。しかし、その後も一部の議員を批判して議会を混乱させた際、日ごろの言動等には細心の注意を払われ、品行方正にして町民のよりどころたるべく精進するようにと平成21年6月17日に議長名で警告を発した。しかし、何らそれに対する反省のあとが全く見られない今回の花畑議員の言動であり、辞職勧告決議を2度にわたり提出しなければならない異例の状況になったことに対して、みずからを恥じて猛省するべきである。

以上のような経過から、太子町議会として再度花畑奈知子議員に対し、みずから議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。

平成22年12月8日。兵庫県太子町議会。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で趣旨説明が終わりました。

花畑奈知子議員から、本件について発言の申し出があります。

お諮りします。

これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、花畑奈知子議員の発言を許可することに決定しました。

花畑奈知子議員の入場を許します。

（花畑奈知子議員 入場）

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時35分）

（再開 午後2時36分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

花畑奈知子議員、発言を許可します。

○花畑奈知子議員 失礼します。

議長を初め、議員各位にはお騒がせをいたしました。このことについて、申しわけなく思っています。

しかしながら、私といたしましては、まことに不本意なことと思っています。

以上。

○議長（佐野芳彦） 花畑奈知子議員の発言は終わりました。

花畑奈知子議員、退場を求めます。

（花畑奈知子議員 退場）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから決議案第2号を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に清原良典議員及び中島貞次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

清原良典議員及び中島貞次議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(佐野芳彦) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11票です。

投票のうち賛成 11票、反対 0票

以上のとおり全員賛成により、決議案第2号は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

賛成者 井川芳昭議員、清原良典議員、中島貞次議員、服部千秋議員、長谷川原

司議員、井村淳子議員、熊谷直行議員、上田富夫議員、村田興亞議員、桜井公晴議員、中井政喜議員

反対者 な し

○議長(佐野芳彦) この際暫時休憩します。

(休憩 午後2時42分)

(再開 午後2時43分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

12月9日から12月16日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、12月9日から12月16日まで本会議を休会することに決定いたしました。

次の本会議は12月17日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(散会 午後2時43分)